



## 《ファンド概況》

基準価額(円・1万口当たり)	9,465
純資産総額(億円)	8.8
実質株式組入比率(%)	95.4
銘柄数	40
決算日	3/16, 6/16, 9/16, 12/16
当初設定日	2015/12/16

※実質株式組入比率は、マザーファンドを通じた組入比率です。

## 《期間別騰落率・税引前(%)》

	基準価額	参考指数*
先週比	▲3.3	▲2.4
月初来	▲3.3	▲2.4
年初来	▲6.4	▲1.7
設定来	+13.2	+20.8

※期間別騰落率は、税引前分配金を再投資したものと仮定して計算しています。

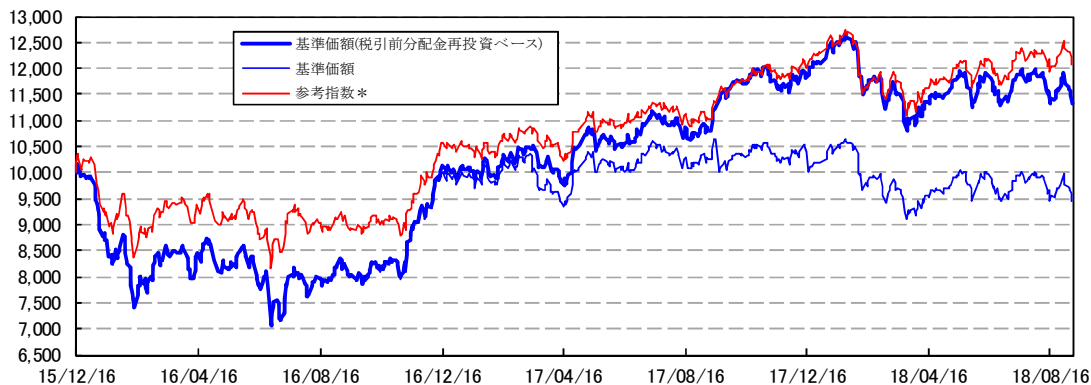


## 《収益分配金・税引前(円)》

期 (年月日)	第1期 16/03/16	第2期 16/06/16	第3期 16/09/16	第4期 16/12/16	第5期 17/03/16	第6期 17/06/16	第7期 17/09/16	第8期 17/12/16	第9期 18/03/16	第10期 18/06/16	-	-	設定来 合計
分配金	0円	0円	25円	100円	300円	105円	775円	465円	0円	60円	-	-	1,830円

※分配金は1万口当たりの金額で、直近12期分を掲載しています。

## 《基準価額の推移》



\*参考指数は1営業日前のMSCI All Country World Index ex Japan(ドルベース)と当日TTM円/ドルレートにより算出しています。(設定日の前営業日を10,000として指数化)

\*参考指数は当ファンドのベンチマークではありませんが、参考までに掲載しています。

※基準価額(税引前分配金再投資ベース)は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

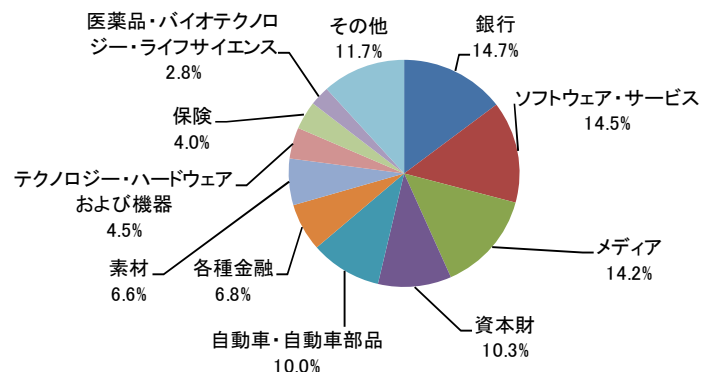
※基準価額は信託報酬控除後です。

## 《地域別・国別・通貨別構成比(%)》

地域別	構成比	国	構成比	通貨	構成比
北米	56.2	アメリカ	56.2	ドル	56.2
欧州	36.5	イギリス	8.6	ポンド	8.6
		ドイツ	13.0	ユーロ	17.0
		イタリア	4.1		
		スイス	10.9	スイスフラン	10.9
アフリカ	3.4	南アフリカ	3.4	南アフリカランド	3.4
オセアニア	2.7	オーストラリア	2.7	オーストラリアドル	2.7
アジア	1.2	インド	1.2	インドルピー	1.2
合計	100.0	合計	100.0	合計	100.0

※構成比は現物ポートフォリオに占める比率となります。

## 《業種別構成比(%)》



※業種はGICS(世界産業分類基準)に基づく24産業グループです。

■本資料は、朝日ライフ アセットマネジメント(以下、「当社」といいます。)が、当ファンドの運用の内容やリスク等を説明するために作成したものであり、法令に基づく開示資料ではありません。■当ファンドは価格変動リスクや流動性リスク等を伴う証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)ので、市場環境等によって基準価額は変動します。したがって投資元本は保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。■本資料は当社が信頼できると判断した情報を元に、十分な注意を払い作成しておりますが、当社はその正確性や完全性をお約束するものではありません。■本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■本資料に記載されている内容は、今後予告なしに変更することがあります。■ファンドの取得の申し込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容についてご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。■当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。



## 《組入上位20銘柄(%)》

順位	銘柄名	国	通貨	業種	構成比
1	バンク・オブ・アメリカ	アメリカ	ドル	銀行	5.1
2	ダイムラー	ドイツ	ユーロ	自動車・自動車部品	5.0
3	マスターカード	アメリカ	ドル	ソフトウェア・サービス	4.9
4	アルファベット	アメリカ	ドル	ソフトウェア・サービス	4.7
5	ロイズ・バンキング・グループ	イギリス	ポンド	銀行	4.6
6	TEコネクティビティ	アメリカ	ドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.5
7	CNHインダストリアル	イタリア	ユーロ	資本財	4.1
8	アリアンツ	ドイツ	ユーロ	保険	4.0
9	クレディ・スイス・グループ	スイス	スイスフラン	各種金融	3.8
10	ゼネラル・モーターズ	アメリカ	ドル	自動車・自動車部品	3.8
11	シティグループ	アメリカ	ドル	銀行	3.8
12	ナスパース	南アフリカ	南アフリカランド	メディア	3.4
13	ジュリアス・ペア・グループ	スイス	スイスフラン	各種金融	3.0
14	オラクル	アメリカ	ドル	ソフトウェア・サービス	2.9
15	バイエル	ドイツ	ユーロ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.8
16	インシテック・ピボット	オーストラリア	オーストラリアドル	素材	2.7
17	ラファージュホルシム	スイス	スイスフラン	素材	2.5
18	インターパブリック・グループ・オブ・カンパニース	アメリカ	ドル	メディア	2.5
19	トラビス・パーキンズ	イギリス	ポンド	資本財	2.2
20	ナショナル・オイルウエル・バーコ	アメリカ	ドル	エネルギー	2.2

※構成比は現物ポートフォリオに占める比率となります。

## 《運用概況》

空調、セキュリティ、防災を含むビル管理システムや、自動車用バッテリーを提供するジョンソン・コントロールズ・インターナショナル(アメリカ)、米国最大の中古車販売会社であるカーマックス(アメリカ)、スポーツ用アパレルやアクセサリを製造・販売するアンダー・アーマー(アメリカ)などが基準価額にプラスに寄与しました。

一方、傘下の企業を通じて、有料テレビ、インターネット・サービス、新聞、雑誌、書籍の出版などを手掛けるナスパース(南アフリカ)、インターネット検索サイトを提供するアルファベット(アメリカ)、医薬品、農薬、動物向け薬品などを手掛ける大手医薬品メーカーであるバイエル(ドイツ)などがマイナス寄与となりました。

## ファンドの目的・特色

### ■ファンドの目的

信託財産の長期的な成長を目指して、運用を行います。

### ■ファンドの特色

- 世界の株式に投資  
日本を除く世界各国の株式にグローバルな視点で投資し、キャピタルゲインの獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。  
エマージング諸国の株式も投資対象としますが、投資割合はポートフォリオの30%以内とします。
- ハリス・アソシエイツ社に運用を委託します。  
バリューストック投資で評価の高い米ハリス・アソシエイツ社に、マザーファンドの外貨建資産の運用指図に関する権限を委託し、同社の卓越した調査能力に基づき、銘柄選択を行います。  
※当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

### ▼ハリス・アソシエイツ社(ハリス・アソシエイツ・エル・ピー)について

- ハリス・アソシエイツ社は、1976年にシカゴを本拠地として設立されました。
- バリュースタイルの運用に確固たる信念を持ち、すべての株式ファンドを一貫したバリュースタイルの哲学に基づき運用しています。
- 運用資産1,395億米ドル(2018年6月末)

### ●厳選投資

企業訪問を含む企業調査を基本としたボトムアップ・アプローチにより、フリーキャッシュフロー、利益成長の潜在能力、業界における競争力、経営者の経営方針等から独自に評価した企業価値に対し割安な銘柄を発掘し、厳選投資します。徹底した企業調査により銘柄を厳選し、投資銘柄数は30~50銘柄程度に絞り込みます。

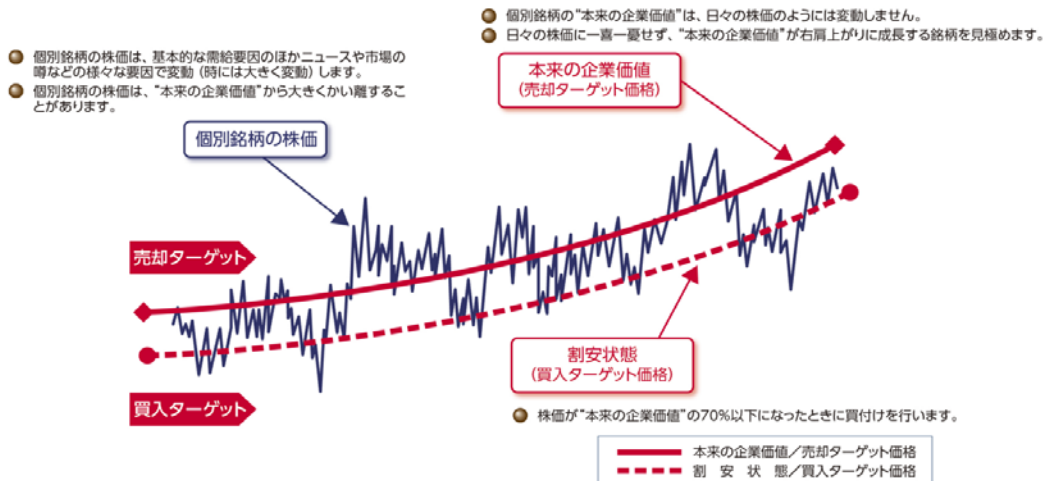
### ●銘柄本位

国や業種などにはこだわらず、個別の銘柄選択の積み上げにより銘柄本位でポートフォリオを構築します。

### ●為替

対円での為替ヘッジは、原則として行いません。  
なお、対米ドルでは、円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。

### <イメージ図>



資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



## 投資リスク

ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入る有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

### ■基準価額の変動要因

#### 《株価変動リスク》

企業の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

#### 《為替変動リスク》

一般に外国為替相場が対円で下落した場合(円高の場合)には、外貨建資産の円ベースの資産価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 《信用リスク》

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、それらの価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 《カントリーリスク》

一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。その結果、ファンドの投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### ■その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

### ■リスクの管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

マザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社は、運用委託契約に基づくガイドラインのとおり運用が行われているかのチェックを行うほか、定期的にレポートを作成し、ファンドの運用状況に関する情報を委託会社へフィードバックします。



## 手続・手数料等

### ■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から支払います。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所が休場日の場合は、購入・換金のお申込みができません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	無期限(設定日:2015年12月16日)
決算日	毎年3・6・9・12月の各16日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※収益分配金をそのつど受け取るコースと自動的に再投資するコースがあります。自動的に再投資するコースを選択された場合の収益分配金は、税金が差し引かれた後、決算日の基準価額で再投資されます。

### ■ファンドの費用・税金

#### 《ファンドの費用》

##### ◆投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <b>3.24%(税抜3.0%)</b> を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額

##### ◆投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に <b>年1.944%(税抜1.8%)</b> の率を乗じて得た額
その他の費用・手数料	以下の費用などがファンドから支払われます。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ファンドの監査費用(ファンドの日々の純資産総額に年0.01%(税抜)の率を乗じて得た額。ただし年40万円(税抜)を上限とします。) ※別途消費税等相当額がかかります。 ・有価証券売買時の売買委託手数料 ・先物・オプション取引等に要する費用 ・資産を外国で保管する場合の費用

※ファンドの費用(手数料等)の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### 《税金》

当ファンドは、課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

原則として、個人の受益者については、収益分配時には普通分配金に対して課税され、ご換金(解約)時および償還時には解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税相当額を含みます。)を控除した差益(譲渡所得)に対して課税されます。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

(5/6)

■本資料は、朝日ライフ アセットマネジメント(以下、「当社」といいます。)が、当ファンドの運用の内容やリスク等を説明するために作成したものであり、法令に基づく開示資料ではありません。■当ファンドは価格変動リスクや流動性リスク等を伴う証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)ので、市場環境等によって基準価額は変動します。したがって投資元本は保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。■本資料は当社が信頼できると判断した情報を元に、十分な注意を払い作成しておりますが、当社はその正確性や完全性をお約束するものではありません。■本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■本資料に記載されている内容は、今後予告なしに変更することがあります。■ファンドの取得の申し込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容についてご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。■当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。



## 《委託会社その他の関係法人》

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

みずほ信託銀行株式会社

**販売会社** 投資信託説明書(交付目論見書)の提供、受益権の募集の取扱い、解約請求の受け付け、収益分配金、償還金、解約代金の支払い等を行います。

## ● 販売会社一覧

販売会社名	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第127号	○		○	
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社但馬銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第14号	○			
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	○			

※確定拠出年金制度に基づく取得申込みのみを取扱う販売会社は除きます。

当社ではホームページにて、商品内容・運用実績等の  
情報提供サービスを行っております。  
URL: <http://www.alamco.co.jp/>

■本資料は、朝日ライフ アセットマネジメント(以下、「当社」といいます。))が、当ファンドの運用の内容やリスク等を説明するために作成したものであり、法令に基づく開示資料ではありません。■当ファンドは価格変動リスクや流動性リスク等を伴う証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)ので、市場環境等によって基準価額は変動します。したがって投資元本は保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。■本資料は当社が信頼できると判断した情報を元に、十分な注意を払い作成しておりますが、当社はその正確性や完全性をお約束するものではありません。■本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■本資料に記載されている内容は、今後予告なしに変更することがあります。■ファンドの取得の申し込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容についてご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。■当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。1809109